

環 政 第 543 号

令和 8 年 8 月 3 日

内閣府 沖縄総合事務局

代表者 内閣府 沖縄総合事務局長 小八木 大成 殿

沖縄県知事

玉城 康裕



名護東道路延伸（本部方面）に係る環境影響評価方法書に対する知事意見について

令和 8 年 4 月 1 日付けで送付のあったみだしの環境影響評価方法書について、沖縄県環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べます。

名護東道路延伸（本部方面）に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

名護東道路延伸（本部方面）の事業（以下「本事業」という。）は、名護市～本部町間の観光産業、産業・物流、安心・安全、災害・通行規制、交通渋滞・交通事故に関する課題を解決するために、観光地アクセス・周遊性の向上、物流の効率化、災害時も通行できる道路の確保及び道路交通環境（渋滞・事故）の改善を政策目標に設定し、より良い地域づくりに寄与することを目的としている。

本事業実施区域及びその周辺（以下「事業実施区域等」という。）には、日本国内では本部半島にのみ分布している極めて重要な地形・地質である「山里の円錐カルスト」が存在し、また、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住宅（以下「環境保全対象施設等」という。）が存在するとともに、本事業実施区域の一部は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された沖縄海岸国定公園の第 3 種特別地域及び普通地域となっている。さらに、「生物多様性保全利用指針 OKINAWA（令和 8 年 3 月、沖縄県）」では、本事業実施区域の大部分が「生物多様性の維持を図る上で、保全の必要性が高い区域」であるカテゴリⅡとなっている。

本事業は、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）において示されたルート案の 2 案のうち、「自然環境への影響は他方の案に比べ多少あるものの、政策目標の達成や多くの地域ニーズに応えられ、沿道住民の生活環境への影響が抑えられる」との理由から「全線バイパスルート案」を選定したとしている。

道路の新設の事業において、ルート位置や道路構造等は、大気環境や地形・地質、動植物の生息・生育環境、景観等への影響を大きく左右する極めて重要な要因となるが、本環境影響評価方法書（以下「本方法書」という。）では、ルート帯のみが示されており、具体的なルート位置や、排水の放流先の水域、資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「資機材等運搬車両」という。）の走行経路、関連して使用する用地等の位置等が具体的に示されていない。また、道路構造についても、地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（盛土構造、橋梁構造）、地下式（トンネル構造）があるとしているが、これら各構造の具体的な位置や詳細な内容等は示されていない。

事業の実施に伴う土地の改変は、いったん実施されると現況の自然環境への回復が困難な不可逆性の高い行為であり、以上に述べた事業実施区域等の環境状況を考慮すると、懸念される環境への影響について十分配慮した上、本事業に係る環境影響評価を的確かつ効果的に実施する必要がある。

以上のことから、本事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、下記の事項に基づき本方法書の内容に検討を加えて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討するとともに、環境への負荷を可能な限り回避又は低減し、地域の自然環境及び生活環境の保全に万全の措置を講じること。

また、沖縄県では、沖縄 21 世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組として SDG s を推進することとしており、環境影響評価制度は SDG s が目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価について、SDG s の理念に基づき、適切に実施すること。

記

1 事業計画等

(1) 本事業の必要性及びその効果

ア 地域の課題に関する意見聴取の結果を踏まえて設定したとする4つの政策目標について、本事業以外では達成しえないと判断した具体的な根拠を示すとともに、代替案の事業及び本事業を実施しない案の検討内容について、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。また、代替案の事業及び本事業を実施しない案を検討しなかった場合は、その理由を準備書に記載すること。

イ ルート帯の選定に当たっては、配慮書に対する一般、関係行政機関の長及び知事の意見を踏まえて決定したとしているが、決定過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容が、本方法書に具体的に示されていない。については、ルート帯の選定に当たって踏まえたとする配慮書に対する知事意見の各論について、検討した経緯及びその内容の詳細を準備書に記載すること。

(2) 本事業の規模及び内容

ア ルート位置や道路構造等の選定に当たっては、既存資料調査及び現地調査の結果や環境の保全に関する最新の知見を勘案するとともに、専門家等の助言を踏まえ、本事業に伴う環境への影響を可能な限り回避又は低減し、最小化するよう柔軟に検討すること。特に、日本国内では本部半島にのみ分布している極めて重要な地形・地質である円錐カルストへの影響を最大限回避又は低減するよう検討すること。また、その検討経緯を準備書に記載すること。

イ ルート位置や道路構造等は、環境影響評価を実施するに当たり予測の前提となることから、これらの事項について準備書に具体的に記載すること。

(3) 工事計画

ア 工事計画（施工計画、緑化計画、排水計画、運土計画、使用資機材計画、資機材搬入計画、赤土等流出防止計画、廃棄物処理計画等、工事に係る各種計画）の具体化に当たっては、事業実施区域等の環境状況に十分配慮し、本事業に伴う環境への影響を可能な限り回避又は低減するよう検討すること。また、その検討経緯を準備書に記載すること。

イ 工事計画の詳細及び工事工程は、環境影響評価を実施するに当たり予測の前提となることから、これらの事項について準備書に具体的に記載すること。

2 環境影響評価項目の選定

(1) 本方法書に示された環境影響評価項目の選定の妥当性について判断するに足る十分な内容が示されているとは言い難いことから、ルート位置や道路構造及び詳細な工事計画等の検討、並びに環境影響評価を行う過程に際し、環境保全に配慮すべき事項が明らかになった場合は、必要に応じて環境影響評価項目を追加すること。

(2) 環境影響評価項目に風害を選定しない理由として、大規模な構造物等の設置は計画されていないことを挙げているが、大規模な構造物等の設定根拠が不明であり、また、道路構造について何ら示されていないことから、風害が発生しないと想定した根拠を示すとともに、道路構造等が風害を発生させる可能性がある場合、風害について環境影響評価を実施すること。

(3) 環境影響評価項目に選定していない環境要素のうち底質、地盤沈下、土壤汚染及び海域生物については、詳細な工事計画が示されていないことから、事業の実施に伴う事業実施区域等への環境への影響が否定できない。については、工事計画の詳細及び工事工程を考慮した上で、事業実施区域等の環境への影響が懸念される場合、各環境要素について環境影響評価を

実施すること。また、環境影響評価項目に選定しない場合は、その理由及び詳細な検討経緯を環境要素ごとに具体的に準備書に記載すること。

- (4) 環境影響評価項目に温室効果ガス等を選定していない理由として、現行の交通量に対して大量の新たな交通量は発生しないことを挙げているが、想定されるとしている新たな交通量が本方法書に示されていないことから、大量の新たな交通量が発生しないとした根拠を示すとともに、観光産業の活性化等により将来交通量の増加が見込まれる場合は、温室効果ガス等について環境影響評価を実施すること。

また、建設機械の稼働及び資機材等運搬車両の運行により温室効果ガス等が発生するおそれがあることから、工事期間、建設機械の稼働台数、車両の走行台数等を踏まえた上で、工事の実施における温室効果ガス等について環境影響評価を実施すること。

- (5) 建設機械の稼働、資機材等運搬車両の運行及び切土工等又は既存の工作物の除去、並びに供用時の自動車の走行により影響を受ける環境要素として、陸域生物及び生態系が選定されていないが、事業の実施に伴い建設作業騒音及び自動車騒音が発生し、また、土地の改変が生じることから、陸域生物の生息・生育環境に影響を及ぼすことが考えられるため、これらの項目について選定すること。
- (6) 資機材等運搬車両の運行により影響を受ける環境要素として、人と自然との触れ合い活動の場が選定されていないが、資機材等運搬車両の既存道路における走行による交通量の増加に起因して、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス形態へ影響を及ぼすことが考えられることから、当該項目について選定すること。

3 環境影響評価の手法

(1) 全体的事項

ア 本方法書に示された環境影響評価の手法の妥当性について判断するに足る十分な内容が示されているとは言い難いことから、ルート位置や道路構造及び詳細な工事計画等の検討、並びに環境影響評価を行う過程に際し、環境保全に配慮すべき事項が明らかになった場合は、必要に応じて調査手法を見直し、調査、予測及び評価を追加して実施すること。

イ 本方法書において調査及び予測地点の詳細な位置が示されていない項目があることから、調査及び予測地点は、今後決定されるルート位置や道路構造及び詳細な工事計画等を踏まえ、事業実施区域等に与える環境影響を的確に把握できるよう設定するとともに、必要に応じて調査範囲の拡大を検討すること。また、その位置、検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。

ウ 工事中に一部区域を供用することが想定される場合は、一部供用時、暫定供用時についても予測対象時期として設定し、事業の実施による影響と施設の供用による影響が複合的に影響する場合を考慮して予測及び評価を実施すること。

エ 複数工区に分けて工事が実施される場合は、工区ごとに影響が最大となる時期が異なることが考えられることから、予測対象時期を工事の実施による影響が最大となる時期としている項目については、予測対象時期について工区ごとに設定するなど、より詳細に予測を実施すること。

オ 類似事例を参考に予測及び評価を実施する場合は、事業特性、地域特性等について本事業と参考にする事業との類似性を準備書に記載すること。

カ 定性的に行うとしている予測手法については、可能な限り定量的な手法を用いること。また、定性的予測を行う場合は、定量的予測を実施しなかった理由及び根拠を準備書に記

載すること。

キ 文献その他の資料（以下「既存資料」という。）による情報を基に調査、予測及び評価を実施する項目については、その既存資料が事業実施区域等の現況を表しているとする妥当性、並びに予測及び評価において必要とされている水準が確保されているとする根拠を具体的に準備書に記載すること。また、必要に応じて追加して現地調査を実施する等の補完をすること。

ク 調査、予測及び評価に当たっては、必要に応じて地域の有識者、住民、専門家等に聴取した上で、地域の実情及び最新の科学的知見を反映するよう努めること。

ケ 評価の手法について、「選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうか」を評価するに当たっては、「実行可能な範囲」の趣旨を十分に踏まえ、幅広い環境保全措置を検討するとともに、実行可能なよりよい技術が取り入れられているか検討した上で、環境影響評価項目ごとに評価すること。

(2) 大気質（騒音、振動に関する項目を含む）

ア 建設機械の稼働及び資機材等運搬車両の運行により二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が発生することが想定されることから、工事の実施に係る予測項目に「二酸化窒素」及び「浮遊粒子状物質」を追加すること。

イ 工事の実施に係る予測及び評価に当たっては、工事期間が長期間にわたることが想定されることから、環境保全対象施設等への影響を適切に把握できる地点を予測地点に設定すること。

ウ 自動車の走行に係る予測及び評価に当たっては、当該道路の将来交通量だけでなく周辺道路や接続道路の交通量の変化も併せて予測及び評価を実施すること。また、主要道路との交差部やインターチェンジ部、トンネル抗口部などの局所的な大気質等への影響が懸念される地点、並びに環境保全対象施設等の立地地点を予測地点に設定すること。

エ 自動車の走行における大気質の予測は、正規型ブルーム式及び積分型簡易パフ式の拡散式により年平均値を予測するとしているが、トンネル構造及び堀割構造等の通常より大気質が拡散しにくい道路構造が想定されることから、これらの道路構造が立地する地点においては他の手法も組み合わせて予測すること。

(3) 騒音、振動

ア 資機材等運搬車両の運行に係る予測及び評価に当たっては、資機材等運搬車両の走行ルートによっては自動車交通騒音について環境基準を達成していない区間の交通量が増加する可能性が否定できないことから、当該区間において予測地点を設定することを検討すること。

イ 自動車の走行に係る予測対象時期について、供用開始後の自動車の走行が定常状態となる時期としているが、政策目標の一つである観光地アクセス・周遊性の向上を考慮した場合、平日及び休日並びに夏季及び冬季で交通量が変動することが想定されることから、交通量の季節変動等を考慮した予測対象時期を設定すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。

(4) 赤土等による水の濁り、水の汚れ

- ア 工事の実施に伴い発生する濁水の処理方法について示されておらず、調査地点が事業の実施による影響を適切に把握できる地点なのか不明であることから、調査地点の設定の妥当性について判断できない。調査地点及び予測地点については、水象の調査結果の他、工事の実施に伴い発生する濁水の最終放流先等を考慮した上で、工事の実施による影響を適切に把握できる地点を設定すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。
- イ 生活環境項目については原則として各月 1 回以上、その他の調査項目については原則として年 2 回以上調査を実施すること。
- ウ 雨量の現地調査において平年に比べて少雨だった場合、現地調査の結果を用いて水の濁り等を予測したときに過小評価する可能性があることから、少雨であったとしても過小評価とならないよう適切な手法で予測・評価を実施すること。

(5) 地下水の水質

- ア 事業実施区域等における地下水の利用状況について、現地調査を実施すること。
- イ 既存資料調査で地下水の水質に係る情報が十分に把握できない場合、必要に応じて地下水の水質に係る測定を実施すること。

(6) 水象

- ア カルスト地形の成立メカニズムにおいて地下水の流動が密接に関連していることから、調査及び予測地点の設定に当たっては、既存資料調査から把握した水系や地下水分布、周辺の地形・地質等を踏まえ、地下水への影響を把握できる調査及び予測地点を設定すること。またその検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。
- イ 地下水、湧水の状況の現地調査に当たっては、現地踏査により湧水の分布や湧出量を把握することで地下水位を推定するとしているが、推定方法が示されておらず、調査方法の妥当性について判断できない。については、既存の井戸または観測井の水位を連続観測すること等により地下水位及び地下水の流動について調査を実施すること。
- ウ 湧水及び地下水の状況の現地調査は、少なくとも 1 年間にわたる地下水の状況を把握できる適切な時期及び回数を設定し、降雨の影響を考慮した上で豊水期及び渇水期に留意して年 2 回以上調査を実施すること。
- エ 予測地点については、トンネル付近の水象としているが、掘割構造や橋梁構造の基礎等により地下水の流動の分断を引き起こす可能性が否定できない。また、地表面の性状がアスファルトに変化することや、道路・側溝による雨水の流出先の変化により水象へ影響を及ぼすことが考えられることから、トンネル構造の位置のみならず、事業の実施による水象への影響を適切に把握できる地点を幅広く設定すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。
- オ 事業実施区域等には水道用並びに農業用の取水口が多数存在し、事業の実施による水象への影響により、地域で利用されているこれらの取水量が変化することから、河川、湧水及び地下水等の水量の変化について予測及び評価を実施すること。また、水利用の状況の調査に当たっては、既存資料調査では十分な情報が得られない場合が多いことから、現地でのヒアリング調査等を実施すること。

(7) 地形・地質

- ア 事業実施区域等には、日本国内では本部半島にのみ分布している極めて重要な地形・地質である円錐カルストが存在し、今後選定されるルート位置等によっては、円錐カルスト及びその成立メカニズムが大きな影響を受けることが考えられる。カルスト地形とそれをつくる石灰岩は数億年の時間をかけて成り立っており、その改変は不可逆的なものとなることから、円錐カルスト及びその成立メカニズムへの環境影響に係る調査及び予測手法を重点化し、リモートセンシング、地理情報システム（GIS）、モニタリング、シミュレーション等を駆使すること等により、円錐カルストと地下水流動系の３次元構造を可能な限り把握した上でルート位置等を検討すること。
- イ カルスト成立環境の改変及び成立のメカニズムへの影響に伴う地形・地質の変化の程度の予測に当たっては、地下水の動きを含めたカルスト成立の全体のシステムを考慮する必要があることから、事業実施区域等における円錐カルストの成立のメカニズムを把握し、現地の地形及び水循環を総合的に理解している専門家等に助言を受けた上で、予測及び評価を実施すること。
- ウ 調査及び予測地点については、山里の円錐カルスト付近だけでなく、重要な地形・地質としている湧水等についても調査及び予測地点に設定すること。また、事業実施区域等における重要な地形・地質について専門家等へヒアリングを行い、保全すべき重要な地形・地質の把握に努めること。

(8) 日照障害

日照障害の影響に特に配慮すべき施設及びその周辺、又は事業の実施により日影時間が現状に比べ特に長くなることが予想される地点における日影の状況について、調査の実施を検討すること。

(9) 陸域生物（陸域植物、陸域動物及び生態系の全体的事項）

- ア 工事中及び供用時の夜間照明、並びに走行車両の照明による影響について予測及び評価を実施すること。また、夜間照度の変化の影響を受けやすい種が確認された場合、夜間の照度等についても調査を実施すること。
- イ 調査において特定外来生物が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対応し、可能な限り駆除に努めること。

(10) 陸域植物

- ア 蘚苔類の種類及び分布状況について調査を実施すること。
- イ 冬季に実施するとしている補足調査について、春季、夏季、秋季の調査と同等の調査を実施すること。
- ウ 植物種によっては四季のうちでも限られた時期のみに確認できる種もあることから、調査時期については、既存資料調査や既存の現地調査の植生調査結果等から確認された植物の情報を基に、調査範囲の植物相の状況を適切に調査できる時期を検討した上で設定すること。

(11) 陸域動物

- ア 夜行性・昼行性といった違いにより、種によって活発に行動する時間帯が異なると考えられることから、既存資料調査や既存の現地調査結果等から確認された動物の情報を基に、

適切に調査できる時間帯を設定すること。

- イ 事業実施区域外に生息する洞窟性生物が事業実施区域内を餌場としている可能性が否定できないことから、事業実施区域外に洞窟等が位置する場合であっても、洞窟性生物及びその生息環境への影響を評価するために必要な調査及び予測を実施すること。

(12) 生態系

陸域生物等の調査で重要な種又は貴重な種並びに繁殖地その他の注目すべき生息地の状況が明らかとなった場合で、生態系項目として新たな調査の追加が必要となったときは、その時点から繁殖時期を含む適切な時期を網羅するように調査期間を延長して調査を実施すること。

(13) 景観

- ア 調査期間を夏季の1回としているが、季節によって景観は変化することから、季節変動を考慮して1年間に冬季も含めた複数回の調査を実施すること。
- イ 景観資源及び眺望景観の状態や価値、あるいは眺望点・視点場の利用状況が1日のうちに時間的に変化し、それに応じて眺望点・視点場の利用時間帯も変化する場合は、調査の時間帯についても考慮して調査期間を適切に設定すること。
- ウ 橋梁構造やトンネル構造等の景観への影響が大きいと判断される箇所において、集落並びに日本風景街道「美ら海とやんばるの風景海道」に設定されている国道449号や県道84号線を走行する車両からの見え方等についても予測及び評価を実施すること。

(14) 人と自然との触れ合い活動の場

- ア 調査地点を2地点としているが、本事業実施区域には主要な人と自然との触れ合い活動の場としている伊豆味ベゴニア園やよへなあじさい園などの、資機材等運搬車両の運行等に伴う交通量の増加により利用者のアクセス形態への影響が懸念される場所が存在することから、調査地点は工事の実施及び施設の供用による影響を考慮して、幅広く設定すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。
- イ 調査期間を夏季及び冬季の2回としているが、人と自然との触れ合い活動は多種多様で、活動の時期や時間帯も多様なものとなることから、季節ごとの調査を原則とし、夏休みや大型連休等の利用ピーク時と平日の利用等の把握できる期間、並びに特定の時期に利用が集中することが明らかな活動についてはその適期に調査期間を設定すること。また、その検討経緯及び設定根拠を準備書に記載すること。

(15) 歴史的・文化的環境

歴史的町並みや御嶽・拝所等の利用状況の調査に当たっては、御嶽・拝所等の利用状況や伝統的行事及び祭礼等の概要について既存資料調査では十分な情報が得られない場合が多いことから、現地でのヒアリング調査等を実施すること。なお、調査に当たっては祭礼時にのみ出現する巡拝ルート的空間としての捉え方に留意すること。

(16) 廃棄物等

- ア 調査地域を調査区域の市町村としているが、産業廃棄物はその他の市町村でも処理される可能性があることから、調査項目については沖縄県内の産業廃棄物処理業者の状況につ

いて調査を実施すること。

イ 工事の実施に伴う廃棄物等の影響については、発生する廃棄物等の全量及び一日の最大発生量を算出した上で、その一時保管量、再利用量及び最終処分量について推定し、廃棄物処理施設における受入量や処理状況、処理能力から、その適正処理への影響について予測及び評価を実施すること。

4 環境保全措置

環境保全措置の検討に当たっては、最新の技術についても情報収集し、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかどうかの検討経緯を示すとともに、本事業による環境影響の回避又は十分な低減が見込まれない場合は、ルート位置及び道路構造等について見直しを検討すること。

また、代償措置にあつては回避又は低減が困難である理由を具体的に示すこと。

なお、代償措置として植物を移植する場合は、種子の保存特性や発芽特性、繁殖特性等の種の特性に関する最新の知見を収集した上で、移植の適否及び移植の手法を検討するとともに、長期的又は順応的な保全措置となるよう考慮すること。